

## 台風19号により被災された皆様へ

坂戸市及び鶴ヶ島市に罹災証明願の申請をした方のうち住家において床上浸水及び床下浸水の証明書の交付に該当した方は、11月及び12月検針分の水道料金の減免をします。

### 1 対象

- (1) 罹災証明書の交付に該当し、床上浸水の被害を受けた方
- (2) 罹災証明書の交付に該当し、床下浸水の被害を受けた方

### 2 内容

- (1) の場合 使用水量から10<sup>m</sup>を減量します。  
使用水量が減量分未満の場合は、実際の使用水量分を減量します。
- (2) の場合 使用水量から5<sup>m</sup>を減量します。  
使用水量が減量分未満の場合は、実際の使用水量分を減量します。

### 3 申請方法

両市の罹災者名簿により減免を行いますので、お住いの市に罹災証明願を申請してください。水道企業団への減免申請の手続は不要です。

《このページに関するお問合せ》

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水課業務担当

TEL 049-283-1955